

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和7年10月31日

**公益社団法人日本武術太極拳連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明**

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.jwtf.or.jp/about/about08>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	2024年3月に中長期計画(2024-2034)を策定し、理事会の承認を経て加盟団体への周知、本連盟機関誌やホームページにも掲載して公表している。 計画策定にあたっては、役職員及び連盟関係者などから多角的な意見を聴取し、重要な業務分野ごとに、より詳細な計画を策定している。	中長期計画(2024-2034)
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	2024年3月に中長期計画(2024-2034)を策定し、理事会の承認を経て加盟団体へ周知、本連盟機関誌やホームページにも掲載して公表している。 計画策定にあたっては、役職員及び連盟関係者などから多角的な意見を聴取し、重要な業務分野ごとに、より詳細な計画を策定している。 また、単年度ごとに次年度事業計画を策定し、その中で人材の採用及び育成に関する計画についても触れている（事業計画1ページの内容）。	中長期計画(2024-2034) 次年度事業計画書
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	2024年3月に中長期計画(2024-2034)を策定し、財務の健全性確保に関する計画も盛り込んでいる。 計画は、役職員及び連盟関係者などから多角的な意見を聴取して策定し、理事会の承認を経て加盟団体へ周知、本連盟機関誌やホームページに掲載して公表している。 また、単年度ごとに次年度事業計画を策定し、その中で財務の健全性確保に関する計画についても触れている（事業計画3ページから5ページおよび借入金返済計画書の内容）。	中長期計画(2024-2034) 次年度事業計画書 借入金返済計画書(2025年6月第14回総会提案)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること  ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	現在の理事の構成は理事数22名のうち、外部理事が2名（9%）、女性理事が9名（40%）である。外部理事（25%以上）及び女性理事（40%以上）の目標割合を設定し2年ごとに改選を行う。また、ブロック理事11名については各ブロックからの推薦理事であり、加盟団体の意思を尊重している。  2024年3月に中長期計画(2024-2034)を策定し、外部理事の目標割合の達成に向けた具体的な方策、女性理事の目標割合の達成に向けた方策を盛り込んでいる。	定款 中長期計画(2024-2034) 役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること  ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	公益社団法人のため該当なし	定款
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること  ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	選手強化委員会内にアスリート委員会を設置している。アスリート委員会規程を策定し、よりアスリートの意見を組織運営に反映させるよう、アスリート委員会の構成についても、性別や種目等のバランスに留意するとともに、委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選が行われる方策を盛り込んでいる。	専門委員会名簿 選手強化委員会規程 アスリート委員会規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在の理事の定数は20名以上30名以内（全国8地域ブロックから12名以内。学識経験者から18名以内）、監事2名以内であり適正な規模と判断している。	定款 役員候補選考委員会規程 役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員定年制に関して以下のように定めている。 1. 役員（理事及び監事）の定年を満75歳とする。 2. 各専門委員会の定年をそれぞれ以下のように定める。 （1）事業運営専門委員会の委員の定年を満75歳とする。 （2）競技力向上専門委員会の委員の定年を満70歳とする。 3. 太極拳指導委員会講師（常任講師、講師、ブロック講師）の定年を満70歳とする。 ただし、70歳に達した場合でも、当該講師が国内事業またはブロック事業において重要な役割を担っており、事業の推進に不可欠である特別な事情がある場合は満75歳まで定年を延長することができるものとする。 4. 選手強化コーチの定年を満65歳とする。 定年年齢は原則として上限を示すものであり、現にその職にある者がその年齢まで当然に留任するものではない。また選任時において、その年齢が上記定年未満でなければならないとし、満年齢を迎えた場合、任期が満了するまでは委員等として在任するものとする。	役員規程 各種専門委員会委員等定年規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	役員等の新陳代謝を図るため、役員の在任期間は最長で連続5期(10年)までとし、在任期間が10年に達した者については、再び選任されるまで2期（4年）を経過する必要があるものと定めている。  【例外措置】在任期間が10年に達した場合でも、当該理事がIFの役職者である場合や、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情がある場合は、更に最大2期（4年）まで在任期間を延長することができるものとする。	役員規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	諮問委員会として役員候補選考委員会を設置している。会長、副会長及び専務理事から選任された委員2名以内と外部有識者（弁護士、公認会計士、大学教授等）から選任された委員3名の合計5名以下の委員を以て構成する。	定款 役員候補選考委員会規程 役員候補者選考委員会名簿
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	役職員及びその他構成員に対して、法令順守するための倫理・コンプライアンス規程を整備している。	倫理・コンプライアンス規程
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめとして、法人の運営に関する専門委員会規程及び加盟団体規程を整備している。	定款 専門委員会規程 加盟団体規程等

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人の業務に関する事務局規程、会計規定、個人情報管理規程を整備している。	事務局規程 会計規定 個人情報管理規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役職員の報酬等に関して、就業規則、給与規程、退職金規程、再雇用規程、旅費規程各種規程を整備している。	役員報酬規程 就業規則 給与規程 退職金規程 再雇用規程 旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款において資産・会計について定めている他、財産管理規程、会計規定を整備している。	定款 財産管理規程 会計規定

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政的基盤を整えるため、財産管理規程、会計規定を整備している。 また、会費については会費規程を策定している。	財産管理規程 会計規定
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	選手選考は国際大会の開催時期に応じて、選考会や選考対象の大会にて、選手強化委員会及び審判委員会が大会の成績や訓練状況など総合的な評価により選考し、日本代表選手団選定委員会による承認を経て行っている。また、選手の権利保護に関しては強化指定選手規程に定めている。 選手選考に関しては、国際競技会派遣選手選考規程に定めている。	大会要綱 強化指定選手規程 国際競技会派遣選手選考規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	公認審判員に関しては1987年3月19日より始まった公認審判員制度を2011年6月18日に新公認審判員制度として改訂し、認定及び資格登録等が定め、資格に応じた職能等を整備している。審判員の公平かつ合理的な選考は審判員規程に定めている。	新公認審判員制度 審判員規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保すること	弁護士及び税理士と顧問契約を行い、必要に応じて各種専門的なサポートを受けられる体制を確保している。	法律事務所との顧問契約書 税理士法人との顧問契約書
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンスに関しては、倫理・コンプライアンス委員会を設置し、倫理・コンプライアンス規程に役割を定めている。 委員会では年に1回会議を行い、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定を実施する。 構成員には女性1名を配置している。	倫理・コンプライアンス規程 倫理・コンプライアンス委員会規程 相談窓口規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	倫理・コンプライアンス委員会の構成員に、中立性及び専門性を有する者として、弁護士を配置している。	倫理・コンプライアンス規程 倫理・コンプライアンス委員会規程 相談窓口規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役員については理事会開催時を基本に教育を実施している。また、各都道府県連盟に対して、情報の周知を行っている。 2025年度は総会時に団体内で当該資料の内容について研修を実施した。また、外部有識者を招いて教育も計画している。	倫理規程 内閣府、日本スポーツ仲裁機構資料など
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	代表選手及び強化コーチには、代表合宿や強化合宿時などの機会に教育を実施し、必要に応じて外部有識者を招いて講習を行っている。 強化合宿時には、行動規範を元に事例などを交えてコンプライアンス研修を実施している。	行動規範 強化合宿資料など
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判研修会や全日本選手権大会開催時の研修においてコンプライアンス教育を実施している。	倫理・コンプライアンス規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けとができる体制を構築すること	弁護士及び税理士と顧問契約を行い、必要に応じて各種専門的なサポートを受けられる体制を確保している。	法律事務所との顧問契約書 税理士法人との顧問契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務・経理の処理に関する規程を制定し、公正な会計原則を遵守している。また、監事には団体を運営し法務や会計などに知見のある2名を配置し、業務運営全般に係る監査を実施している。	定款 財産管理規程 会計規定 監査報告書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国や助成元（独立行政法人日本スポーツ振興センター等）におけるガイドラインに従って適切に処理し、必要に応じて国や助成元における監査を受けている。また、倫理・コンプライアンス規程において補助金、助成金等の経理処理に関して厳正な処理を行うよう定めている。	倫理・コンプライアンス規程 会計規定

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令上定められている定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿等を事業所に常備し、情報公開規定に従って事務所に据え置き、並びにホームページで開示している。 公開URL : <a href="https://www.jwtf.or.jp/about/about07">https://www.jwtf.or.jp/about/about07</a>	定款 次年度事業計画書 次年度収支予算書 次年度事業報告書 収支決算書 貸借対照表 財産目録 監査報告書 役員名簿 情報公開規定
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選考対象の大会要綱、選考会についてホームページに公開している。 公開URL : <a href="https://www.jwtf.or.jp/event/japan_championships">https://www.jwtf.or.jp/event/japan_championships</a> <a href="https://www.jwtf.or.jp/event/joc_junior">https://www.jwtf.or.jp/event/joc_junior</a> <a href="https://www.jwtf.or.jp/event/world">https://www.jwtf.or.jp/event/world</a> <a href="https://www.jwtf.or.jp/athlete/trial">https://www.jwtf.or.jp/athlete/trial</a> 選手選考は国際大会の開催時期に応じて、選考会や選考対象の大会にて、選手強化委員会及び審判委員会が大会の成績や訓練状況など総合的な評価により選考し、日本代表選手団選定委員会による承認を経て行っている旨を開示している。 選手選考に関しては、国際競技会派遣選手選考規程に定めている。	国際競技会派遣選手選考規程 大会要綱 日本代表選手選考会資料
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	「スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）遵守状況に関する自己説明及び公表内容」を作成し、ホームページで開示している。 公開URL : <a href="https://www.jwtf.or.jp/about/about08">https://www.jwtf.or.jp/about/about08</a>	前年度自己説明資料

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反について利益相反管理規程に定めて管理している。	利益相反管理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーについて利益相反管理規程の第4条及び第5条に定めて管理している。	利益相反管理規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	相談窓口規程により、事務局のほか、顧問弁護士による相談窓口を設置し、客観的な判断が下せる体制を構築している。また、守秘義務、情報管理、不利益取扱いの禁止については相談窓口規程第7条で対応している。 <a href="https://www.jwtf.or.jp/about/about08">https://www.jwtf.or.jp/about/about08</a> 上記、ホームページに規程を公開し、相談口の問合せフォームをホームページ内に用意している。 役職員に対して理事会や会議などの場において研修を実施している。	倫理・コンプライアンス規程 倫理・コンプライアンス委員会規程 相談窓口規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	顧問弁護士による相談窓口を設置している。	倫理・コンプライアンス規程 倫理・コンプライアンス委員会規程 相談窓口規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	懲罰制度については倫理・コンプライアンス規程第6条のほか、相談窓口規程に定め、ホームページに開示している。 <a href="https://www.jwtf.or.jp/about/about08">https://www.jwtf.or.jp/about/about08</a>	倫理・コンプライアンス規程 倫理・コンプライアンス委員会規程 相談窓口規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	委員には、弁護士、学識経験者などの中立性及び専門性を有する者を必ず一名含まなければならないことを倫理・コンプライアンス委員会規程に定め、中立性、専門性を有する方を委員として弁護士を配置している。	倫理・コンプライアンス規程 倫理・コンプライアンス委員会規程 相談窓口規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用するよう、スポーツ仲裁の自動応諾に関する規程に、自動応諾条項を定めている。		スポーツ仲裁の自動応諾に関する規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分に対し不服を申し立てたい場合は、日本スポーツ仲裁機構の利用が可能である旨を通知書面へ記載している。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	有事のために危機管理規程と危機管理マニュアルを策定し、体制の構築を行っている。	危機管理規程 危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	調査体制としては倫理・コンプライアンス委員会が組織され、案件に応じて各専門委員と連携して調査する体制を構築している。	倫理・コンプライアンス規程 倫理・コンプライアンス委員会規程 相談窓口規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	倫理・コンプライアンス委員会の委員には、弁護士、学識経験者などの中立性及び専門性を有する者を必ず一名含まなければならないことを倫理・コンプライアンス委員会規程に定め、中立性、専門性を有する委員として弁護士を配置している。	倫理・コンプライアンス規程 倫理・コンプライアンス委員会規程 相談窓口規程
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	権限関係については、定款及び加盟団体規程等において規程している。地方組織に対しては総会時の太極拳技能検定委員会全体会議及び相談事項がある際には指導、助言及び適切な支援を行っている。	定款 地域ブロック運営規程 加盟団体規程 太極拳技能検定委員会全体会議 議事録
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	総会や太極拳技能検定委員会全体会議などの機会を活用して情報共有を行い、地方組織等のガバナンス確保およびコンプライアンス強化への助言及び支援を実施する。 総会時にコンプライアンス研修を実施し、地方組織等の運営者に対して、ガバナンス確保およびコンプライアンス強化への助言及び支援を行っている。	コンプライアンス研修議事録